

31 訪日外国人の受入態勢の整備促進について

担当課（室） 国際戦略課

【徳島県の現状と課題】

《新成長戦略》（P23, P45）

◇ 観光立国・地域活性化戦略 ～観光立国の推進～

- ・訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人、将来的には3,000万人に

《平成23年度国予算の内容》

◇ 訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）【継続】6,055百万円

- ・訪日外国人3,000万人プログラム第1期として、効果的な海外プロモーションを展開

《民主党の政権政策 Manifesto 2010》（P6）

◇ 強い経済・観光

- ・訪日観光客3,000万人の実現に向けた観光情報の戦略的発信。
ビザ要件緩和などを進める。

《現状》

- 本県では、外国人誘客（特に中国人観光誘客）の促進を重要課題としており、昨年11月に開設した上海事務所を拠点とし、徳島モデルの「医療観光」や「教育旅行」を積極的に推進している。
- 昨年9月、中国・湖南省と「友好交流に関する意向書」を調印し、正式な友好提携に向けて交流を進めるとともに、「徳島ー湖南省・長沙」間の定期チャーター便が運航予定であり、中国人観光客の来県が増加する見込みである。
- 本年3月には観光庁の事業として、観光施設や医療機関においてスマートフォンを活用した通訳補助システムの実証実験を本県で行った。
- 昨年12月に発足した「関西広域連合」においても、2府5県が連携し広域観光ルートの設定や海外プロモーション活動を実施する予定である。

《課題》

- ◆ 東日本大震災の影響により、定期チャーター便の運航が延期されている。
- ◆ 医療滞在ビザは実施されたものの、検診目的の場合は滞在期間が短期であるため中国からの教育旅行と同様に、査証の免除を求められるケースが多い。
- ◆ 入国審査体制が整っていない地方空港においては、入国審査に時間を要する。
- ◆ 地方の観光施設・医療機関などでは通訳スタッフの確保に苦労している。

平成24年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 「元気な日本」の姿が伝わるよう、地方が連携した海外PR活動への国の参画・支援や、安心感につながる正確でわかりやすい情報発信に先導的かつ積極的に取り組むこと。
- ② 検診目的の医療観光については、査証の免除を早期に進めること。
- ③ 地方空港の有効活用のため、スムーズな入国審査が行われるよう態勢を整備するとともに、地方公共団体職員が協力できるシステムを構築すること。
- ④ ICT（スマートフォンなど）を活用した通訳案内補助システムに関し、早期の実用化を図ること。

主管省庁局名 総務省情報通信国際戦略局, 法務省入国審査局, 外務省領事局
国土交通省航空局, 国土交通省観光庁
関係法令等 出入国管理法, 観光立国推進基本法

1 「徳島阿波おどり空港」における国際線就航



2 提言内容

【課題】	【提言】	【効果】
<p>①海外 PR の積極展開</p>	<p>・地方連携海外PR活動への参画・支援</p> <p>・正確でわかりやすい情報発信</p> <p>→先導的かつ積極的に取り組む</p>	<p>・日本の安全性を海外にアピール</p> <p>・訪日観光客の誘客促進</p>
<p>②査証免除</p>	<p>「医療観光」について</p> <p>教育旅行と同様の査証免除制度を創設</p>	<p>・外国人観光客へのサービス向上</p> <p>・国の新成長戦略の目標達成</p>
<p>③入国審査時間の短縮</p>	<p>・地方空港での審査に必要な設備等の整備</p> <p>・地方公共団体職員が協力できるシステムの構築</p>	<p>入国審査時間の短縮による外国人観光客の利便性向上</p>
<p>④通訳の確保</p>	<p>ICTを活用した通訳補助システムの早期実用化</p>	<p>・通訳確保への支援</p> <p>・施設の経費削減</p> <p>・円滑な観光客の受入</p>



千客万来 謝謝（シーシー）

32 次世代育成支援対策の着実な推進について

県担当課（室） 労働雇用課

【徳島県の現状と課題】

《新成長戦略》(P33)

- ◇ 雇用・人材戦略 ～子どもの笑顔があふれる国・日本～
 - ・ 育児休業取得先進事例への優遇策などにより、2017年には、出産・育児後に希望するすべての人が仕事に復帰することができるようにする

《平成23年度国予算の内容》

- ◇ 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備

《民主党の政権政策 Manifesto2010》(P15)

- ◇ 雇用
 - ・ 同じ職場で同じ仕事をしている人の待遇を均等・均衡にして、仕事と生活の調和を進める。

《民主党政策集(INDEX2009)》(P32)

- ◇ ワークライフバランスの実現
 - ・ すべての労働者が、ワークライフバランスを保つことのできる社会を目指す

《現状》

- 女性の育児休業取得率は上昇しているものの、第1子出産前後の継続就業率は38%にとどまり、国においては、2020年までに55%とする目標を掲げている。

育児休業や子の看護休暇等の申請や取得を理由とする不利益扱いは禁止されており、「育児・介護休業法」の指針では、これらの休業後に、原職または相当職への復帰が多い現状と、他の労働者の配置その他雇用管理に配慮するよう規定。

- ワークライフバランスの確立に大きな効果を持つ事業所内保育施設を普及するための助成措置として「事業所内保育施設設置・運営等助成金」が設けられているが、十分な利用が行われていない。

《課題》

- ◆ 労働者にとって、休業後の原職または原職相当職への復帰、他の従業員から支援を受けられる人員配置についての配慮は重要であるが、復帰者本人の意向が尊重されていない場合は、原職復帰等が必ずしも満足度の高い結果に繋がっていないケースが見受けられる。
- ◆ 本県においては、「はぐくみ支援企業認証・表彰制度」、「事業所内保育施設整備促進モデル事業」などにより、事業所内保育施設の設置・普及を促進しようと取り組んできたが、地方の力だけでは限界がある。

平成24年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 休業からの復帰に当たっての配慮を明確化すること。
 - ・ 労働者が安心して育児・介護休業を取得できるなど、真に働きやすい職場環境の整備が進められるよう、上記指針の配慮項目に、休業から復帰する従業員の意向に極力配慮するよう規定を追加するとともに、啓発・指導を強化すること。
- ② 事業所内保育施設の助成措置を充実すること。
 - ・ 事業所内保育施設の整備・普及を進めるためには、地域や事業所の実情に応じた規模や形態を認めるなど、柔軟な支援が求められるため、収容定員や箇所数の制限等の緩和を行うこと。

主管省庁局名 厚生労働省雇用均等・児童家庭局
関係法令等 育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法

① 休業からの職場復帰に当たっての配慮の明確化

- ◆ 育児・介護休業法第22条
事業主の雇用管理等に関する措置
- ◆ 育児・介護休業法の指針
 - ・原職または原職相当職への復帰が多い現状
 - ・他の労働者の配置その他雇用管理に配慮すること

労働者の意に沿わない原職復帰で、
育児に十分な時間が割けないなど
～労働相談の事例～

**提言① 休業から復帰する「労働者の意向に極力配慮」
する旨を指針の配慮項目に追加**

満足度の高い職場づくりを後押し

② 事業所内保育施設の「設置」に係る助成措置の充実

現状の助成要件

- 定員
乳幼児10人以上
- 助成箇所数
1企業1施設のみ
- 助成率
中小企業は3分の2
大企業2分の1

課題

- 定員10人未満の
設置ニーズが高い
- 「もう1箇所」設置しよう
としても対象外
- 中小企業での普及に
有効な「共同設置」への
インセンティブが弱い

提言② 要件の緩和

- 6人以上とする等の
緩和
- 1企業の複数設置も
助成対象に
- 共同設置に対する
率の引き上げ
(4分の3)

事業所内保育施設で
「仕事」と「子育て」のワンストップを！

優秀な人材が士気高く働き続けられる職場環境

33 農林水産業の「成長産業化」について

県担当課（室） 農林水産政策課，とくしまブランド戦略課，畜産課，水産課，農村振興課，林業振興課

【徳島県の現状と課題】

《新成長戦略》(P26)

◇農林水産分野の成長産業化

- ・「戸別所得補償制度」の導入など意欲ある農林漁業者が安心して事業を継続できる環境整備を行う。

《民主党の政権政策 Manifesto 2009》(P20)

◇戸別所得補償制度で農山漁村を再生する。

《現状》

- 政府は「包括的連携協定に関する基本方針」を閣議決定したが，食料自給率の向上や農林水産業の振興に向け，「競争力」を高め，「持続可能」な産業として発展させる必要がある。

《課題》

- ◆ 農林水産業は，将来にわたり我が国の重要な「基幹産業」であり，国民に対する食料の供給はもとより，経済活性化や雇用拡大，活力ある農山漁村づくり，国土保全等を図るため，「成長産業」として育成することが重要である。
- ◆ 農林漁業者の経営安定を図るため，「戸別所得補償制度」の対象を園芸，畜産，水産にまで拡大する必要がある。
- ◆ 本県として「県産材の生産・消費倍増」を目指す「次世代林業プロジェクト」の推進に向け，生産から加工・利用まで一体となった取組みの支援が必要である。
- ◆ 農林水産業の競争力強化に不可欠な「基盤整備」を着実に推進する必要がある。

平成 24 年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

- ① 「TPP交渉」への参加については，国民生活に必要な食料を確保するための食料自給率の向上策や，力強い農林水産業・農山漁村の振興を図るための道筋を明らかにし，生産者や国民の合意を得ること。
- ② 「食と農林漁業の再生推進本部」が策定する「基本方針」は，農業だけでなく林業・水産業を含めた「第1次産業全体」にかかるものとし，地方の意見を踏まえつつ，次の施策を盛り込むこと。
 - ・「戸別所得補償制度」は，米，麦，大豆などに止まらず，「園芸・畜産・水産」をも対象に加え，「地域特性（対象品目）」と「生産コスト（補てん単価）」を踏まえた制度として確立すること。
 - ・「中山間地域等直接支払制度」について，果樹園を含めた畑の単価アップなどの充実を図ること。
 - ・農工連携による新生産技術の開発，新流通チャネルの開拓などを支援する「成長産業化モデルプロジェクト」を創設すること。
 - ・森林資源の役割の明確化と整備に対する支援のために，「公有林化交付金制度」を創設すること。
 - ・林業・木材産業の国際競争力の強化を図るため，地方の戦略的な取組みを支援する「次世代林業推進基金」を創設すること。
 - ・「生産基盤」の強化を着実に推進し，「競争力のある経営体」の育成を図ること。

主管省庁局名 農林水産省大臣官房，生産局，農村振興局，林野庁，水産庁

地域の特徴に応じた農林水産業政策展開による「産地経営強化」と「成長産業化」の実現

持続可能な経営の実現

持続力と競争力を備えた経営体の育成が必要！



「産地堅持政策」

提言①

★安全・安心・高品質な農産物の安定供給に不可欠な総合的な経営安定対策の確立

園芸・畜産・水産にも所得補償制度の導入を！

現行制度

米・麦
対象

園芸・畜産・水産
対象外

新たな成長の実現

それぞれの産地の強みを活かした成長産業化が必要



・「植物工場」の拡大



「所得向上政策」

提言②

★「成長産業化モデルプロジェクト」の創設による産地支援

- LEDの応用など「農工連携」による新たな生産技術の開発
- 2次・3次産業との融合による新市場開拓
- ブランド化による新たな価値の創造

豊かな森づくりの実現

全国的な課題

外国資本による森林買収

管理放棄森林の増加

2020年目標

【国】
木材自給率「50%」

【徳島県】
県産材自給率70%



「林業総合支援政策」

提言③

★「公有林化」を進める交付金制度及び地方の戦略的な取組みを加速させる「次世代林業推進基金」(仮称)の創設



木材生産
・主伐可能な先進機械
・多彩な担い手育成



木材加工
・規模拡大、品質向上
・新たな用途開発



木材利用
・公共建物、個人住宅
・輸出の促進

34 園芸・畜産・水産の経営安定対策について

県担当課（室） とくしまブランド戦略課，畜産課，水産課

【徳島県の現状と課題】

《新成長戦略》（P26）

- ◇ 農林水産分野の成長産業化
 - ・「戸別所得補償制度」の導入など意欲ある農林漁業者が安心して事業を継続できる環境整備を行う。

《民主党の政権政策 Manifesto 2009》（P20）

- ◇ 戸別所得補償制度で農山漁村を再生する。

《現状》

- 野菜・果樹・畜産等については、農業生産額の大半を占め、食料の安定供給に大きく寄与しているにもかかわらず、戸別所得補償制度の対象外となり、土地利用型作物（米や戦略作物）に比べ、十分な経営安定対策や振興策が措置されていない。また、東日本大震災及び原発事故により、野菜等の安定供給に支障をきたす可能性がある。

《課題》

- ◆ 園芸・畜産・水産業の経営安定を図るため、「戸別所得補償制度」の対象を現在の農業（土地利用型作物）以外にも拡大する必要がある。
- ◆ 地域主権のもと地域の創意工夫・特長を活かした産地づくり，東日本大震災の被災による供給力不足が生じないよう，各県が「産地強化」に取り組む必要がある。
- ◆ 現行の畜産・酪農の経営安定対策は，一部の事業を除き，価格の変動を発動の要件にしており，一定の所得を補償した制度となっていない。
- ◆ 漁業の制度設計は，「共済制度」の拡充であり，すべての漁業者が制度の対象となっていない。

平成 24 年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

① 戸別所得補償制度について

「戸別所得補償制度」は，米，麦，大豆などに止まらず，「園芸・畜産・水産」をも対象に加え「地域特性（対象品目）」と「生産コスト（補てん単価）」を踏まえた制度として確立すること。

② 園芸の経営安定対策について

- ・ 本年度新たに導入された「産地資金」枠を拡充し，地域の特長を生かした「産地強化」への取組みを促進する制度とするとともに，一層の水田利用率の向上を図るため，「野菜についても二毛作助成」の対象とすること。
- ・ 園芸農家の経営安定を図るため，「野菜価格安定制度」は国・県・生産者の負担割合を見直した上で，産地要件の緩和を行うなど，地域経営実態を踏まえた対策を講じること。

③ 畜産の経営安定対策について

- ・ 畜産経営の安定と畜産物の安定供給を図るため，本県畜産の主要部門であるブロイラーをはじめ，すべての畜種を対象に戸別所得補償制度を創設すること。

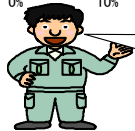
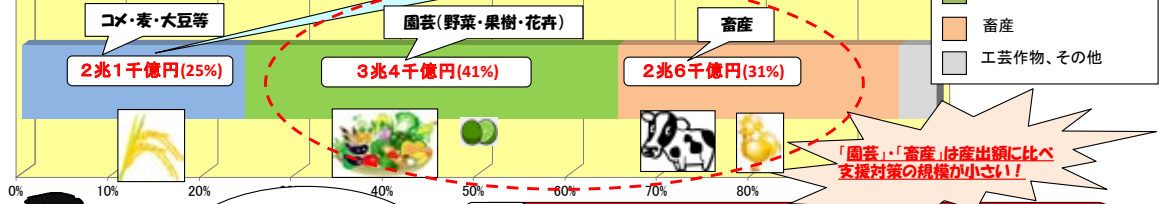
④ 水産の経営安定対策について

- ・ 「漁業共済」の仕組みを制度の前提とする場合は，「共済対象」の漁業種類を拡大し，すべての漁業者が参加の機会を得られるよう，早急な法令改正による制度の整備を行うこと。

主管省庁局名 農林水産省大臣官房，生産局，水産庁
関係法令等 漁業災害補償法

野菜・果樹経営等の新たな経営安定対策の創設を！

農業産出額の内訳(全国・平成20年)



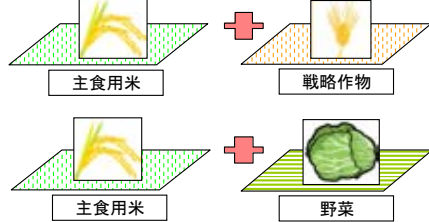
被災者の受け入れや耕作放棄地等を活用した野菜等の増産への取組みに対する支援策を！！

提言①

安全・安心・高品質な農産物の安定供給に不可欠な野菜・果樹農家等の経営安定対策を！

「産地資金」枠の拡充と「野菜への二毛作助成」制度の創設を！

平成23年度「農業者戸別所得補償制度」



二毛作助成の対象 (15千円/10a)

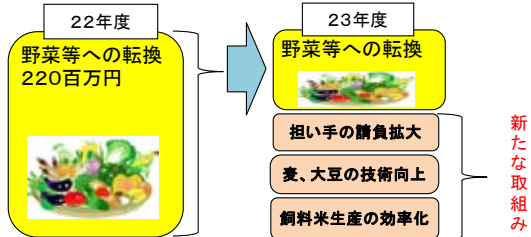
二毛作助成の対象外



「野菜」についても「二毛作助成」を！

「産地資金」枠の拡充を！

平成23年度「産地資金」の配分額は
平成22年度「その他作物助成」実績と同額



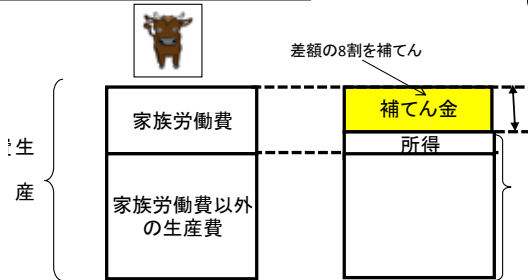
提言②

水田の有効活用や食料自給率(生産額ベース)の向上に大きく寄与している(水稲+野菜で)周年頑張る農家にも「二毛作助成」を！

「産地資金」の枠を拡大し、各県において野菜の増産など、「産地強化」への取組みを一層促進する制度へ見直しを！

すべての「畜種」を対象にした「戸別所得補償制度」の創設を！

肉用牛肥育経営安定特別対策事業



提言③

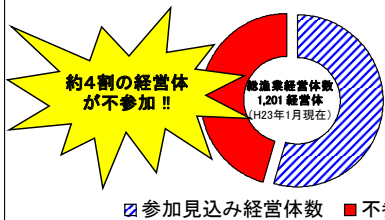
プロイラーをはじめ、すべての畜種で所得補償制度の実施を！

再生産可能な所得の確保

畜産経営の安定と畜産物の安定供給

すべての漁業者が参加できる「所得補償制度」を！

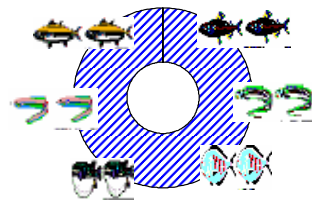
現行制度



提言④

「生産コスト」を直接補う制度への転換、もしくは、「漁業共済制度」の対象漁業種類の拡大を

すべての経営体が参加可能な制度に



35 林業の成長産業化の実現と森林保全対策について

県担当課（室） 林業振興課，次世代林業戦略室，森林整備課

【徳島県の現状と課題】

《新成長戦略》（P 27, 39）

- ◇ 農林水産分野の成長産業化（森林・林業の再生）
 - ・ 2020年までに「木材自給率50%以上」
 - ・ 路網の整備，森林管理の専門家（フォレスター）等の人材育成
 - ・ 国産材の利用拡大，木質バイオマスの活用

《民主党政策集（INDEX2009）》（P35）

- ◇ 路網の整備と林業機械の導入による林業経営の安定化
- ◇ 木材産業の活性化と木質バイオマス利活用の推進

《現状》

- 徳島県では，10年後の生産・消費倍増をめざす「次世代林業プロジェクト」と，公有林化を核とした森林保全対策に，今年度から重点的に取り組む予定である。
- 国の「木材利用促進基本方針」に則して，本県においても「県民総ぐるみ」で取り組む道標として「とくしま木材利用指針」を昨年12月に策定した。

《課題》

- ◆ 木材の自給率向上の実現には，人づくりから，機械や路網の整備，木材を利用する消費者への支援まで，総合的な対策の展開が不可欠である。
- ◆ 将来にわたり森林を適正に維持し，繰り返し利用していくためには，外国資本による森林買収への対応や，シカによる林業被害対策などが急務である。

平成24年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① **林業の成長産業化の実現に向け、「次世代林業推進基金」（仮称）を創設し，地方の戦略的な取り組みを，一体的・総合的に支援すること。**
 - ・ 林業版直接支払制度の交付対象となる林業事業体に対し，搬出間伐に不可欠な「先進林業機械の導入」への支援を強化すること。
 - ・ 建設業のスキルアップにより林業参入を促進させるため，間伐と路網整備を一体的に実施するモデル事業を創設すること。
 - ・ 木材利用促進法が「低層建築物の原則，木造化」を求める病院や福祉施設など民間の公的施設を含めた木造建築への支援を強化すること。
 - ・ 木材のCO₂固定機能を「見える化」する制度を構築し，木造住宅の施主が国産木製品などと交換できる「ウッド通貨」制度を創設すること。
- ② **我が国の豊かな森林を，未来に継承する施策を強化すること。**
 - ・ 外国資本による森林買収への対応や，管理放棄森林の解消を図るため，水源など重要な森林を「公有林化」する支援制度の創設・拡充を図ること。
 - ・ 森林法において，国民共通の財産である「公有林」の役割を明確に位置づけ，「公有林」整備のための支援の強化を図ること。
 - ・ 水源など重要な森林において，シカ被害対策を含む植林作業や防火帯管理などの所有者負担の軽減を図ること。
 - ・ オフセットクレジット（J-V E R）制度において，平成25年度以降もクレジットの流通が可能となるよう制度の延長を図ること。

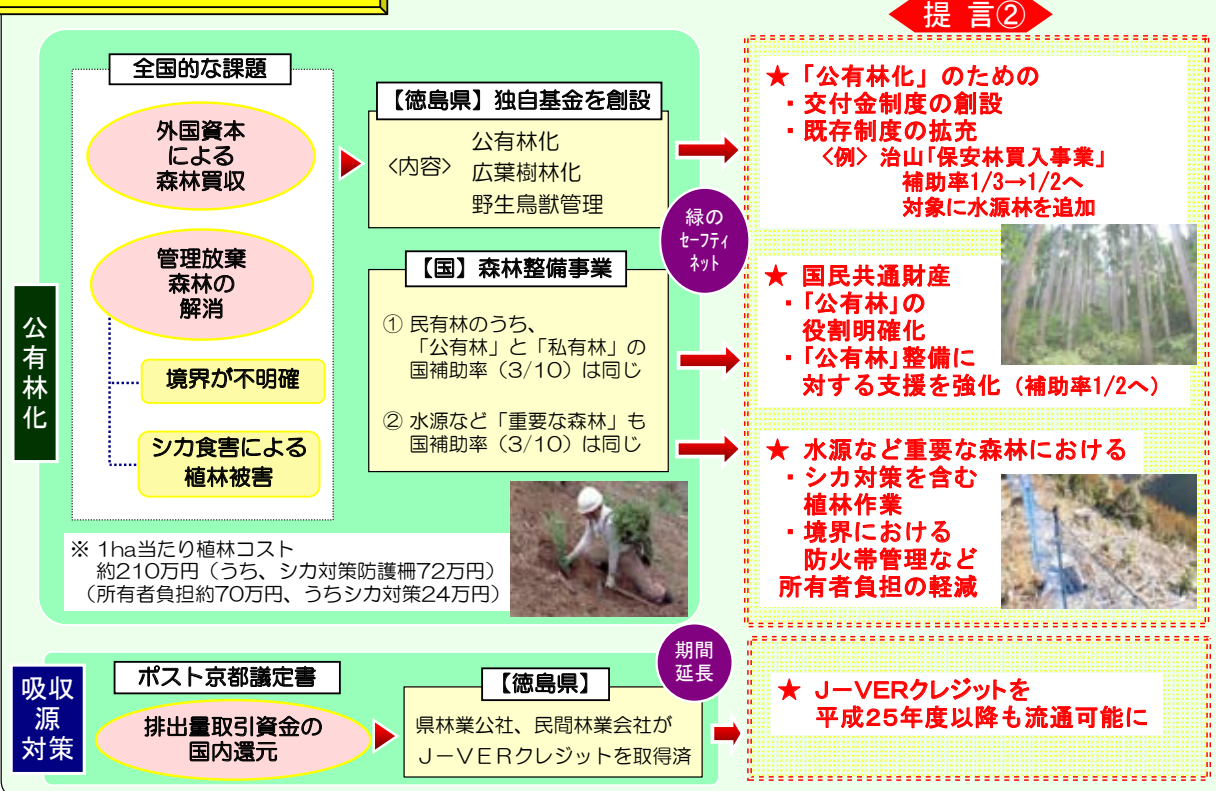
主管省庁局名 林野庁，環境省地球環境局

関係法令等 森林法，森林・林業基本法，公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

「競争力の高い林業」の実現



「豊かな森づくり」の実現



36 中山間直接支払等を通じた農村集落への支援強化について

県担当課（室） 農村振興課

【徳島県の現状と課題】

《新成長戦略》（P26）

◇ 「食料自給率50%」

《平成23年度国予算の内容》

◇ 中山間地域等直接支払交付金 270億円 （対前年度比102.0% [国費ベース]）

◇ 農地・水保全管理支払交付金 285億円 （対前年度比121.5% [国費ベース]）

《民主党の政権政策 INDEX2009》（P33）

◇ 直接支払いを通じた農村集落への支援
・ 「資源保全管理支払」, 「環境直接支払」, 「中山間地域等直接支払」を法律に基づき措置とすること。

《現状》

■ 食料自給率の向上に資するため「農業者戸別所得補償制度」の関連支払が実施されているが、実施期間が異なっている。

- ・ 「中山間地域等直接支払制度」 （実施期間：H22～H26）
- ・ 「農地・水保全管理支払(共同活動支援交付金)」 （実施期間：H19～H23）
- ・ 「農地・水保全管理支払(向上活動支援交付金)」 （実施期間：H23～H27）

■ 制度設計として地方負担を課している（基本的に県1/4、市町村1/4）。

■ 本県の「中山間地域等直接支払制度」の実施状況は、樹園地などの畑地が多いため、実施面積が三期対策から減少している。

《課題》

◆ 農地・水・環境保全向上対策は、平成23年度までとなっているが、継続の要望が強く、また、向上活動支援交付金を実施するための条件となっている。

◆ 3制度は、国及び地方負担で行う事業となっていることから、地方の負担にも配慮した制度設計が必要である。

◆ 中山間地域の農業の維持が急激に困難となっており、中山間地域等直接支払制度の強化を図る必要がある。

平成24年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

① 「中山間地域等直接支払制度」, 「農地・水保全管理支払」の法制化を行い、安定的なものにすること。

- ・ 法制化にあたっては、農業者に分かりやすい簡単な制度とするとともに地方の財政状況にも配慮し、戸別所得補償制度と同様、全額国が負担すること。

② 「中山間地域等直接支払制度」の対策をパワーアップすること。

- ・ 樹園地を含め畑の大幅な単価アップや集落リーダーのサポート体制の整備
- ・ 高齢化が進む中、中山間地域では担い手の確保は難しく、対策に取組みやすくするため、集落協定に位置付けた農地に対する単年度ごとの実績に応じて交付する制度に改めること。

主管省庁局名
関係法令等

農林水産省農村振興局

中山間地域等直接支払交付金実施要領, 農地・水・環境保全向上対策実施要綱

【戸別所得補償制度の関連支払】

【農村にとって、「大切」な支援策となっている！】



農地・水・環境保全向上対策



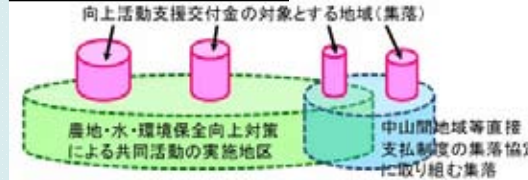
中山間地域等直接支払制度

【実施期間が異なる】

事業名	実施期間					
	H22	H23	H24	H25	H26	H27
農地・水・保全管理支払 (共同活動支援交付金)	■	▲	■	■	■	■
農地・水保全管理支払 (向上活動支援交付金)		■	■	■	■	■
中山間地域等直接支払制度	●	■	■	■	■	●

(共同活動支援交付金の継続が望まれている)

【制度が複雑】



【地方負担が条件】

基本: 県1/4, 市町村1/4

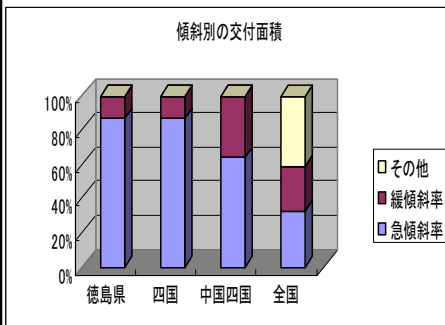
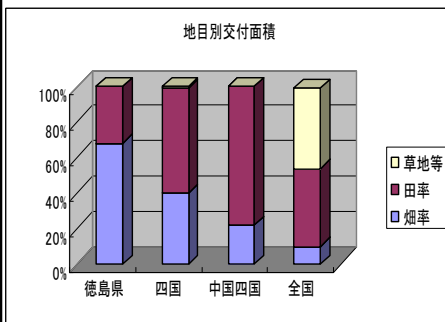
提言①

「農地・水・保全管理支払」及び「中山間地域等直接支払」の法制化による安定的な実施

法制化にあたっては制度の簡素化や地方の財政状況に配慮し、戸別所得補償制度と同様に全額国が負担する制度に！

【急傾斜・畑地域への支援強化】

【徳島県の中山間地域等直接支払制度の実施状況(H21)】



樹園地を含む畑の交付面積は、中国四国9県平均で22%であるが、**徳島県は68%と高い**

交付面積の内、急傾斜の占める割合も中国四国9県平均で64%に対し、**徳島県は87%と高い。**

H21→H22 中山間地域等直接支払の実施状況

急傾斜の畑地が多い、**四国で交付面積の減少が著しい**

畑が田より管理が難しい
 田単価 21,000 円/10a
 畑単価 11,500 円/10a
 10割単価

提言②

中山間地域等直接支払制度のパワーアップ

- ・畑の単価の大幅アップ
- ・単年度ごとの実績に応じた交付
- ・集落リーダーのサポート体制の整備

【中山間地域の“やる気”が増進】

37 農林水産業の成長産業化を支える担い手の育成・確保について

県担当課（室）教育研修課，次世代林業戦略室，水産課

【徳島県の現状と課題】

《新成長戦略》（P26）

- ◇ 農林水産分野の成長産業化戦略
・2020年までに「食料自給率50%」。

《平成23年度国予算の内容》

- ◇ 農の雇用事業（1,820,884千円）
・研修費：上限9万7千円/月，最長12ヶ月間
- ◇ 緑の雇用事業（5,530,381千円）
・研修費：上限9万円/月，最長20ヶ月間
- ◇ 漁業担い手確保・育成対策事業（447,941千円）
・研修費（洋上研修）：上限28万2千円/月，最長12ヶ月間

《現状》

- 1経営体当たりの平均耕作面積は増加しているものの，農業経営体数は減少し，高齢化が進んでいる。
- 農業での雇用は本県人口の3%を占めているが，そのほとんど（93%）が，季節雇いなどの臨時雇用となっている。
- 林業経営体数は減少しているが，参入を希望する建設業等は増加している。
- 漁業就業者数は減少し，新規の就業者数も少なく，高齢化が進んでいる。
- 県では，漁協と漁業就業希望者とのマッチングを推進するとともに，新規就業者を確保するため漁協が実施する「漁業体験イベント」や，就業直後の人に漁協・地域にとけ込んでいただくための取組みを支援している。
- 一部の漁協では，国の制度を活用し，漁業経験のない者への漁業研修を実施している。

《課題》

- ◆ 農業経営の法人化による経営基盤の強化や企業参入を進めることにより，地域における就業の場である農業経営体を育成していく必要がある。
- ◆ 「緑の雇用」事業におけるOJT研修の実施対象は，5人以上の作業員を有する「認定事業主」に限られ，建設業等が林業参入する際の支障となっている。
- ◆ 漁業への新規就業・参入への対策としては，現在，就業希望者への研修に対する助成制度はあるが，就業後（経営開始後）に対しては漁船や設備導入に対する無利子融資だけとなっている。

平成24年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

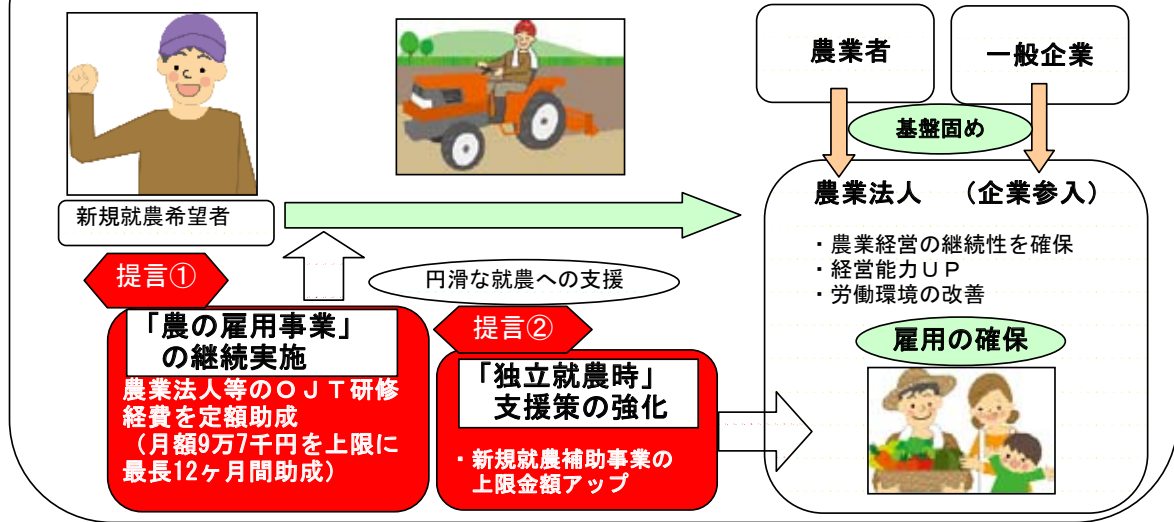
《具体的内容》

① 新たな担い手に対する支援について

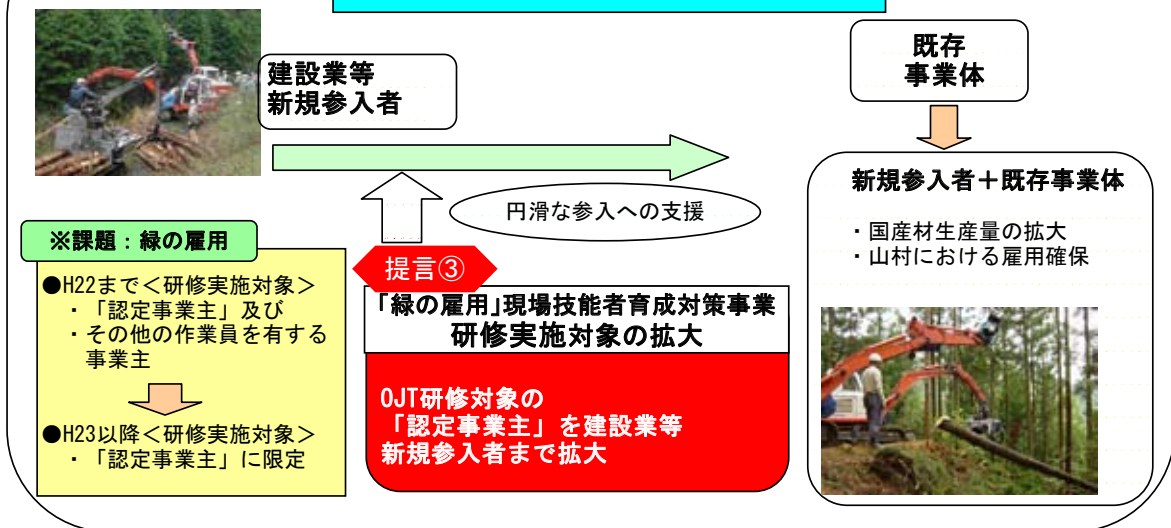
- ・農業法人等でのOJT研修を支援する制度を継続すること。
- ・農業法人等からの独立就農時の支援策を強化すること。
- ・「緑の雇用」OJT研修の実施対象を，建設業等の参入者まで拡大すること。
- ・漁業担い手確保・育成対策事業を充実・継続すること。
- ・新規就業者の漁船・漁具・設備購入費用に対する補助制度を創設すること。

主管省庁局名 農林水産省経営局，林野庁，水産庁

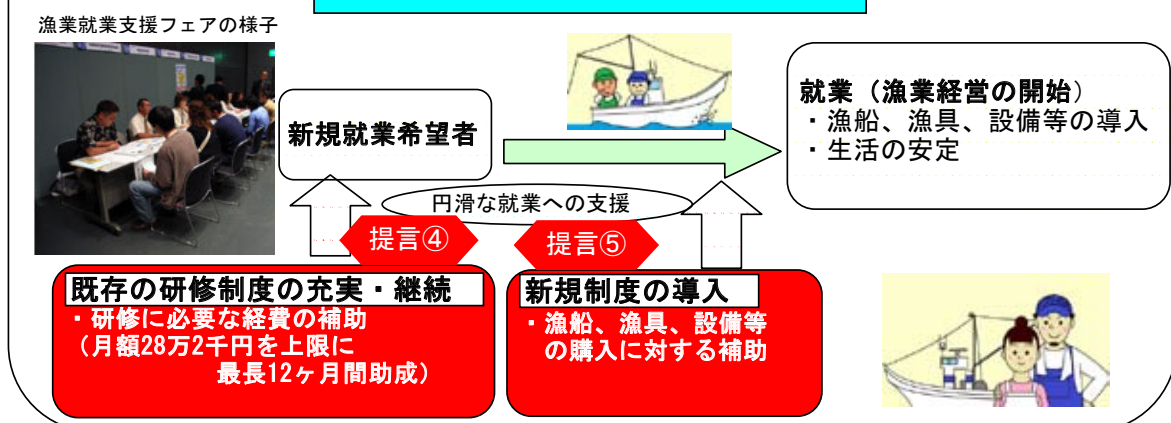
農業での安定した雇用確保対策



林業への参入促進対策



漁業への新規就業・参入促進対策



38 基盤整備の推進による「食料・農業・農村」の振興について

県担当課（室）農村振興課，農業基盤整備課

【徳島県の現状と課題】

《新成長戦略》(P17)

- ◇ 農林水産分野の成長産業化戦略
・ 2020年までに「食料自給率50%以上」

《平成23年度国予算の内容》

- ◇ 農林水産省公共事業費 (6,285億円) (95.8%)
・ 農業農村整備 5,194億円 (対前年度比79.1%) 「国費ベース」
・ 農業農村整備 (1,408億円) (93.9%)
・ 農山漁村地域整備交付金 318億円 (対前年度比21.2%) 「国費ベース」
※上段()書きは、一括交付金への拠出額を含む
- ◇ 地域自主戦略交付金(仮称) 5,120億円(皆増) 「国費ベース」

《現状》

- 徳島県の「農林水産基本条例」に基づき、「食料の安定的供給や自給率の向上」「とくしまブランドの創出」等の実現に向け、「優良な生産基盤の整備及び保全」「中山間地域への支援」など「魅力ある農山漁村」づくりに努めている。
- 本県の主要な農業地帯である吉野川や、那賀川の下流地域において国営総合農地防災事業が実施されている。
- 農家は、農産物価格の低迷により、所得を十分に確保できない状況にある。

《課題》

- ◆ 基盤整備の推進は「条例」に定める「食料・農業・農村」の振興を支える事に不可欠な施策であるため、生産基盤整備に遅延が生じないよう対策が必要である。
- ◆ 特に、国営総合農地防災事業の効果発現の遅れが懸念。
- ◆ 施設の維持管理に係る農家負担の農業経営への影響が懸念。

平成24年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 地方にとって必要な基盤整備を着実に推進し、「食料・農業・農村」の振興を図るため、遅れている地方の実情に配慮した措置を講じること。
 - ・ 交付金の配分にあたっては、中山間地域を多く抱え、財政力が弱く、社会資本整備の遅れている地方により手厚く配分すること。
 - ・ 地方が独自の裁量により戦略を立て、計画に盛り込んだ事業を着実に整備するため、必要な予算の配分を行うこと。
- ② 国営総合農地防災事業について、早期効果の発現や地方と農家の負担軽減を図る措置を講じること。
 - ・ 事業期間中であっても早期効果の発現を図るため、造成された施設の段階的供用などを行うこと。
 - ・ 更なる工事コストの縮減等による地方負担の軽減を図るとともに、事業完了後の農家の負担軽減を図るため、維持管理費の軽減につながる施設整備等を行うこと。

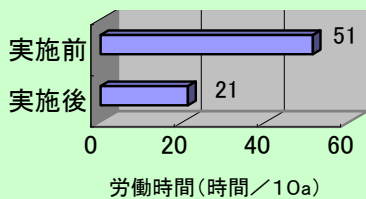
主管省庁局名 内閣府，農林水産省
関係法令等 土地改良法

「徳島県農林水産基本条例」に定める「食料自給率の向上」、「とくしまブランドの創出」などの実現に向けて

～ 現状 ～

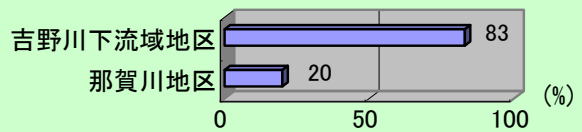
労働時間の短縮

水田整備による担い手の労働時間の短縮



生産基盤の整備

国営総合農地防災事業の進捗率
(H21末、幹線水路)



～ 「基本条例」の目標達成に向けた取組 ～

- ・新規整備から既存施設の有効活用
- ・農山村の再生・活性化を図るソフト事業の活用

- ・生産基盤の整備により優良な農地を確保
- ・国営事業等の推進によるブランド産地の育成

国の農業農村整備事業費の大幅な削減
「地域自主戦略交付金」の活用

提言 ①

交付金の配分

- 地方の実情に合わせ中山間地域を多く抱える地方に重点的配分
- 着実な事業推進を図られるよう予算措置

「地域自主戦略交付金」を活用した中山間地域の整備



中山間地域で整備が行われたほ場

提言 ②

国営事業の推進

- 部分的供用による事業効果の早期発現
- 工事コストの縮減による地方負担の軽減
- 維持管理に係る農家負担の軽減

「国営吉野川下流域地区」で供用が開始された鳴門市「里浦地区」のいも畑



ブランド品目「なると金時」の栽培